

## 大原社会問題研究所五十年史

## III 本格的事業の展開から東京移転まで〔一九二三～三六年〕

## 本格的事業の展開へ

一九一九年創立から二二年までの四年間に、大原社会問題研究所はその機構をととのえ、人員を充実し、財団法人となって独立の研究機関としての存在を確立したのであるが、それにつづく一九二三年以後の二、三年間は、まさにその本格的事業の展開期ということができよう。なぜならこの期間に発刊された『大原社会問題研究所雑誌』に各研究員はつぎつぎと新しい研究を発表し、わが国経済学、社会問題の研究に大きな貢献をなし、これはパンフレット、アルヒーフ、研究所叢書等に発表された調査研究の成果、『日本労働年鑑』の刊行等と相まち、大原研究所はその特異な地位を確立した。この期間における研究所の活動はまた、たんに研究調査翻訳、図書資料の蒐集のみにとどまらず、閲覧室を設置して所外の社会問題研究者に便宜をあたえ、あるいは社会統計学院の各種講習会、講演会の開催、語学ゼミナールの開講等により教育、啓蒙の社会的活動の分野を拓げた。研究生制度による学術研究者の養成もまた注意されねばならない。

一方、当時の社会運動、労働運動の面を見ると、一九二三年九月の関東大震災によって大杉事件、亀戸事件等、労働者階級の陣営は大きな打撃をうけながら、翌二四年には普選を主張する護憲三派が勝利をしめ（高野氏は一九二四年三月五日護憲大会の景況を見たことをその日誌に記している）、翌年は普選案の通過によって労働者階級の政治的権利の伸張を見るにいたった。また国際労働会議代表の問題も一九二四年には政府の官選主義が改められて、事実上総同盟その他労働団体の存在が認められ、さらに翌二六年には治安警察法第一七条、三〇条が廃止されてストライキの合法性が公認されるにいたった。しかし一方において一九二五年には治安維持法が制定されて政治的自由は極度に制限されたことも忘れてはなるまい。このような情勢の中でも、労働運動は発展し、労働団体も次第にその地歩をきずいて行った。

高野所長は、研究所の経営に多大の努力を注ぐかわら、大阪における労働学校の経営、労働会館の創設運営にも主役をつとめ、また国際労働協会の設立と発展にも貢献している。その他、直接間接に、労働運動の発展に寄与したのであるが、それらの事項は、ここでは全て省略に附さねばならない。ただ、大原社会問題研究所がこの期間に特異な存在として遂行した数々の事業は、そのような社会情勢の中で見ると、一そう明瞭に、具体的にその意義を確定しうると思われるので、ついでに一言したにすぎない。

一九二八（昭和三）年三・一五事件（共産党員とその同調者の検挙）は研究所に直接の打撃を加えるものではなかったが、その間接的影響はきわめて大きく、この時いらい研究所のいわゆる「存廃問題」が発生するのである。もちろん、一九二八年以後といえども研究所の事業はほとんど従前と変わりなく、むしろ各種講習会、語学ゼミナール等多面的な事業を行うことになるのだが、この時いらい発生した右の重大問題をめぐって、大原家と高野所長以下研究所側の交渉が長くつづき、やがて一九三五（昭和一〇）年にいたり、研究所東京移転の方針がきまり、翌年には大原氏との間に東京移転に伴う善後処理について意見の一致を見、ここに多年の懸案が解決するにいたるのである。以下、この期の研究所の歩みを記すことにする。

---

[前のページ](#)← [法政大学大原社会問題研究所五十年史【目次】](#) → [次のページ](#)

---

[研究活動・刊行物](#) [OISR.ORG全文検索](#)

---

[法政大学大原社会問題研究所\(http://oisr.org\)](http://oisr.org)

---